

住民を主体とした地域生涯学習システムの 構築に関する研究⁽⁴⁾

—防府市における生涯学習に関するヒアリング調査の分析から—

長 畑 実

要旨

筆者は、防府市における住民を主体とした地域生涯学習システムの構築に関する調査研究の一部として、平成19年10月以降、地域生涯学習システム構築に関わる各主体を対象としたヒアリング調査を実施している。本研究では、学社連携・学社融合の視点からヒアリング調査の事例を分析し、地域生涯学習システム構築の課題を明らかにする。

キーワード

生涯学習 学社融合 ヒアリング調査 コミュニティ・スクール 地域生涯学習システム

1. はじめに

筆者は、本研究紀要「住民を主体とした地域生涯学習システムの構築に関する研究⁽³⁾：生涯学習に関する防府市民意識調査の分析」において、生涯学習に関する防府市民意識調査の結果をもとに、生涯学習機会、学習課題の重要度、学習成果の評価を中心として分析、考察し、今後の地域生涯学習システムの構築に果たす行政の役割について提言を行った。

また、平成18年4月以降の地域生涯学習システムの構築に関する実証的な調査研究活動を通して達成された取り組みの成果と課題についても明らかにした。

防府市との連携協定に基づく19年度の調査研究活動においては、地域生涯学習システムの構築に関わる各主体（生涯学習まちづくり推進協議会役員¹⁾、行政職員、公民館職員、小中学校教員等）の中から代表的な事例を抽出してヒアリング調査を進めており、本稿ではその中から学校長のヒアリング調査を事例として取り上げ、学社連携・学社融合の視点

から地域生涯学習システム構築に果たす学校の役割、コミュニティ・スクール²⁾の意義と可能性について考察する。

2. ヒアリング調査の概要

(1) 調査目的

地域生涯学習システムにおいて公民館と並ぶ拠点として位置づけられる学校現場の経験から、学校の果たす役割、今後の課題を明らかにすることを目的として実施した。

(2) 調査期間

平成18年10月29日

(3) 調査対象

A中学校長

3. ヒアリング調査結果の概要

(1) 学校経営の基本姿勢

中四国初のコミュニティ・スクールの中学校で4年間を過ごし、2007年度にA中学校に戻ってきた。開かれた学校づくりには色々な

取り組みはあるが、コミュニティ・スクールの発想で学校経営を考えている。例えば、学年便りと学級通信の両方を出すことに努めている。「今、学校はこうなっています」ということと「家庭でこういう指導をしてください」、「学校にはこういう行事がありますので協力をお願いします」という依頼もする。開かれた学校というのは、本来なら学校が楽になる取り組みだ。しかし、開かれた学校にするには勇気がある。今、学校は、勇気を持って開こうとする姿勢が大事だと思う。

(2) コミュニティ・スクールについて

私は工業高校の機械科卒。自由に考えてくれと言われて学校の製図を任せるといので、10何通り描いた。教育委員会がコミュニティ・スクールに指定して、学校運営協議会規則も一緒に作った。地域開放型の施設としてセキュリティを完全に分け、図書館等の開放や地域研修室などで大人と子供が交流している。今、本当に一生懸命やっている先生は多いと思うが、それを地域に公開していない。良い取り組みをどんどん情報公開していく必要がある。

コミュニティ・スクールは新しい学校観。地域に開かれた学校づくりへの意識改革が必要だ。意識改革のキーワードとして「学校は生徒と先生だけのものではない」、「学校の先生だけが先生ではない」という発想で、地域の人、ふるさとの知恵を学びとる場を強調した。地域に信頼される開かれた学校づくりという点で、町に図書館がないので学校内に図書館を作ろうという地域の要望、熱意もあり、図書館だけでなく使っていない教室も自由に使ってもらおうということもできた。こうして、学校が地域の学習拠点というような考え方が自然に出来てきた。だから、コミュニティ・スクールというのは、ものすごく簡単に入ることができた。

学校を開放する場合、開く意味をきちんと

説明しないと理解されない。社会性は、教員と生徒だけでは身につかないとか、そういうことを説明していくと公民館でなく学校を使おうということになる。学校を多くの地域住民、子供が集う場にしていこう、交流の場にしていこうということを学校が受け入れるかどうか問題だ。教師以外の地域住民との触れ合いで社会性が伸びる。もちろん、警察署の署長も不審者対応はどうするのか最初は不安があったので、すぐにタイアップして緊急通報ボタンを設置した。これを押したら、三、四分ぐらいで警察官が来る。

また、子どもたちが休み時間に高齢者が生涯学習しているところを直に見に行くことで、学ぶ姿勢、生涯学び続けることの大切さを身をもって知ることができる。教員にとっても、日常的に地域の教育力に触れることは良いことだ。私は参観日はやめて、1週間いつでもどうぞという参観週間にしている。

(3) 学校運営協議会³⁾

このコミュニティ・スクールは将来的にどの学校もなっていくと思う。学校評議員制度がこれに変わると思う。学校運営協議会は、校長の学校運営の基本方針を承認してもらわなければいけない。保護者、地域の皆さんから意見を受け、そして説明もする。校長は学校運営評議会の一員である。保護者、地域の方と校長を含めて、一体となって責任を共有しながら責任を負い合う関係にしていくことが目的。地域に開かれ、信頼される学校づくり、特色ある学校づくりは、どこの学校でもやっているはずだが、ただ、組織ができていくかいないかだけの差だと思う。校長がそれを受け入れるかどうかだ。

学校運営協議会の委員は、特別職の地方公務員の身分を有することになり守秘義務がある。それなりの責任があることを説明しておく、自分の責任において意見を言えるようになっていった。学校の運営方針の承認を得

るわけだから、3月に生活面や学習面で身につけてほしいこととかについてアンケートをとり、委員の皆さんの意見を取り入れて重点的な取り組みをまとめていった。教職員にも共通理解をしてもらうことが重要だ。

学校運営協議会に教育広報と地域連携の2つの部会を立ち上げた。教育広報の部は、実態調査と便りを出すこと、特に講演会や懇話会等をやることで、この組織の存在を明らかにしていこうとした。学校の活性化を図って2カ月に1回、学校生活と家庭生活と地域社会と3部会に分かれて会合を開いた。隣の小学校の校長先生にも参加していただいたり、またこの部会で新聞をつくって地域社会に発信した。

(4) 地域住民を対象とした教員の授業

現在の学校での取り組みとして、地域住民を対象とした教員の授業を行っている。そのねらいは、学校にはどんな先生がいて、どのような工夫をして授業をしているのかを体験を通して地域の方に知っていただくこと。学校の先生は頑張っているところを見てもらって、子どもとの関わりを考えて頂く。地域の初めて出会う人に1時間、先生の得意なところを授業してもらう。子供に堂々と教えられて、大人には教えられないはずはないのだから。

敷居の低い学校と言われるのは確かだが、案外生徒は変わってないのではないかという意見もあり、課題として生徒の反応、地域諸団体との連携を強く意識した。全保護者から記述式のアンケートをとり、荒れた状態のこと、先生と生徒の関係、学校で何が起きているのかわからない、地域として協力したいが何をしたらいいのか学校から何も声がなかった等の声が聞かれた。そこで前任校の経験から、自信と誇りの回復、豊かな心がはぐくまれていないと確かな学力も身につかない。そういった学校改革のテーマとして「ミッ

ション、パッション、アクション」として実践している。

(5) 新たな学校改革の取り組み

3年の補習として地域学習ボランティア短期学習会をやった。これには地域からのサポートということで、塾の先生、元校長先生、高校生もやってきて教えてもらった。教師よりも地域のサポートに感謝する感想が多かった。また、参観週間と夜の臨時保護者会を開催して、子どもたちの様子と変化の取り組みを見てもらい、臨時保護者会で確認していく取り組みを積み重ねていった。

ここから学校・家庭・地域の連携による机の大変な落書きを天板交換作業として実施することにつながっていった。天板が全て新しくなった後で、学習の落ち着きがどうなったかとありのままを見せた。ところが、先生方の約半分から校長先生やらない方が良いという声が上がった。しかし、やってみるとPTAは協力していただく雰囲気が出てきた。子どもたちは地域、家庭で学校と全然違う顔を見せている。だから、今度ボランティアがあるから寄ってくださいと、地域、家庭に先生がひょっこり顔を出すようになる。学校と家庭がきちっとすれば、地域にも及んでいく、この三者連携が大事だ。良い学校というのは、何も問題がない学校ではない。問題が起こったときに、全教員が保護者、地域に対して課題を解決している学校が良い学校だと言われる。そういう風に教職員の意識が変わったら、やっぱり子どもたちに直接伝わっていく、徐々によくなっていく。

(6) PTAのあり方

現在のPTAは学校行事のときにお手伝いをする団体というようにお客様のような感覚で捉えられている。このPTA組織を例えば学校評価委員会のような形に変えたい。外部評価が重視されているので、PTAの本来の

機能に着目して学校経営に参画するぐらいにしないといけないと思っている。PTAにもどんな授業が良い授業かというのを研修して評価してもらわないと、本当の外部評価にはならないと思う。ただ自分の子供の様子だけ見て、あるいは好き嫌いのある教師の評価はすごく悪い。それは正しい学校評価ではないと考えている。PTAという名前を変えたらどうかとも思う。子供たちだけが学んでいる学校ではなくて、色んな学校づくりをしているから大人も学校に来てみようというものになりたい。しかし、一気にはいかない。まず、教員の意識改革に時間がかかる。一番かかるのは、何でそんなことしなければならないのかという意識の改革が必要だ。

4. ヒアリング調査結果の分析

今回のヒアリング調査では、地域運営学校という理念を持つコミュニティ・スクールでの実践経験を持たれている学校長を対象として、コミュニティ・スクールとしての教育実践の成果と課題、多くの困難に直面する地域において学校の果たす役割、学校と地域の連携、融合を実現するための方策、地域生涯学習システム構築の方向性について示唆を得ることを目的とした。

(1) 調査の前提となる現状把握

本調査に先立ち、防府市内のすべての小中学校、公民館に対して「学校支援ボランティアに関する調査」を実施した⁴⁾。その結果、学校に対する調査のうち学習支援ボランティアについては図1で示すように、導入しているのは6校のみで、21校が導入していないことが明らかとなった。また、今後の意向については、11校が自校で判断する、3校が地域に依頼したい、5校が不要であると回答している。

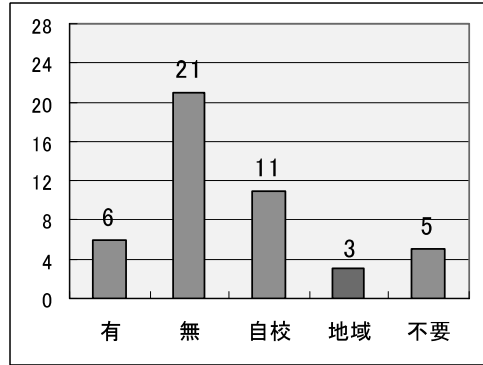


図1 学習支援ボランティア導入の有無と今後の意向

次に、環境支援ボランティアについては図2で示すように、導入しているのは6校のみで、21校が導入していないことが明らかとなった。また、今後の意向については、8校が自校で判断する、6校が地域に依頼したい、6校が不要であると回答している。

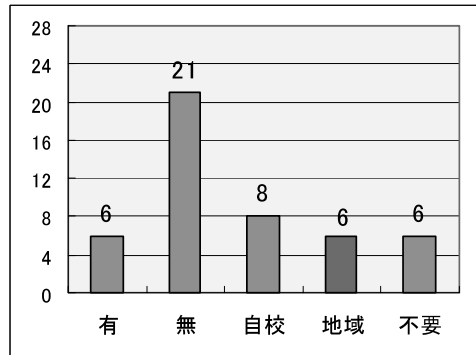


図2 環境支援ボランティア導入の有無と今後の意向

一方、地域学習支援ボランティア(総合的な学習の時間等で地域学習の講師を住民が担当する事業)については図3で示すように、導入しているのは18校で、9校が導入していない。また、今後の意向については、4校が自校で判断する、2校が地域に依頼したい、2校が不要であると回答している。

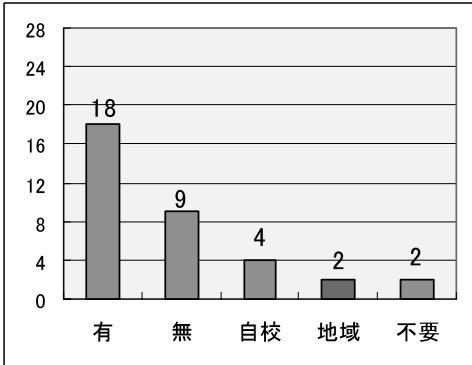


図3 地域学習支援ボランティア導入の有無と今後の意向

以上のような結果から、地域との関わりは学校の都合が優先された上で行われていることが示唆される。

公民館に対しては、学校や社会教育施設等との情報交換の会議の有無について質問した。その結果は図4で示すように、市内15地区の公民館のうちほぼ半数の7館において情報交換、意見交換の会議が行われていることが回答された。内容、回数については、「地区内小・中学校、地区懇談会、青少協議会、行事予定表の交換等」、「小学校、小学校PTAと年5～6回。中学校と年2～3回行っている」、「公民館運営審議会や生涯学習のまちづくり協議会において話し合いを持っている」と回答されている。

これに対して、情報交換の会議を持っていない公民館からは、「地域の環境の変化等を考えると、情報交換の機会を増やしていく必要がある」、「公民館の性格について、教職員及び児童に理解してほしい」という意見がある一方で、「必要に応じ会議を持てばよい」、「将来的には必要かもしれないが、現状では必要と思わない」等という否定的な意見も見受けられた。

特に、学校に対する要望についての自由記述では、

- ・学校によって公民館の利用に差を感じているので、もう少し公民館の利用について目

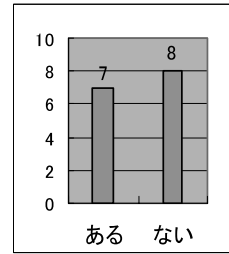


図4 学校等との情報交換会議の有無

を向けてもらいたい。PTA等の活動の一部でも公民館でもらうことによって、地域の活動の情報が良く伝わるのではないか。公民館の利用については、学校により少し温度差があるように感じる。

- ・夜間の会合等で参加者が校長となり、なかなかまちづくり、生涯学習のまちづくりには目が向きにくい。
- ・①連携から融合といっても担当者同士の交流がなければ実際問題として活動は難しい。その点、合同会議はそのきっかけづくりとなるのではないか。(連携)一緒にやっているようだが主導権は一方にある。(融合)両サイドとも自分の事業として実施。
- ・②学校と公民館が一体となって取組めるような事業を開発できるとベスト。本地区では、家庭教育学級を小学校とタイアップして実施している。これも一種の融合。効果をあげるためにも担任の先生の理解が必要。
- ・開かれた学校づくり①地域の充実のための学校としての構え、協力体制づくり②地域へ出かけて人や物とのふれあい③学校としてできることを明確にして取り組む。
- ・相互の連携、理解、協力が必要と思われる(概念と内容をお互いに協議してきちんと構築する必要がある)。

といった記述が見られ、学校側の理解の不足、学校と地域の連携体制の未整備等の問題点が指摘され、学校と社会教育施設両者の間で学社連携、学社融合に関する理解に乖離のある

ことが明らかとなった。

防府市においては、平成18年度から全小中学校に生涯学習担当教員が配置されているが、社会教育主事有資格者は限られており、学社連携、学社融合の意義、役割が十分学校構成員に理解されているとは言い難いこと、公民館の側でも職員の囑託化が進められ、地域の実状に精通した社会教育専門職員が配置されないために学社連携、学社融合の意義、役割が十分理解されていないことが大きな問題点であると考ええる。

(2) 地域生涯学習システム構築に果たす学校、公民館の役割

こうした学校と公民館の学社連携、学社融合に関する現状と今回のヒアリング調査から、地域生涯学習システム構築に果たす学校、公民館の今後のあり方、役割について、次のような課題が明らかとなった。

- ・ 学校長となる教員には、社会教育、学社連携、学社融合の意義、役割についての理解、知識が求められる。
- ・ 学校長には、学校経営の基本理念として地域協働運営学校という発想が求められ、保護者、地域諸団体、住民との積極的なコミュニケーション、連携活動推進の姿勢が必要である。
- ・ 学校教職員、地域住民の意識改革を進めるためには、地域担当者として社会教育主事有資格者を配置すること、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入することなど制度的条件整備が必要である。
- ・ 学校の側から地域へ協力を依頼する内容を教育課程に位置づけたものとして具体化し、学校側が積極的に地域に出て行く機会を作ることが必要である。
- ・ 地域住民に対する学校の情報公開を積極的に進めることが求められる。
- ・ 公民館を社会教育機関として明確に位置づけ、社会教育に関する専門的知識、技能を

持った社会教育主事有資格者を職員として配置することが必要である。

(3) コミュニティ・スクールの意義と可能性

それでは、地域生涯学習システム構築における制度的保障としてのコミュニティ・スクールの意義と可能性とはどのようなものであるか。今日、地域社会や家庭の崩壊、地域の教育力低下が指摘される中、今回のヒアリング調査でも明らかになったように、小中学校は地域コミュニティの核としての存在意義を有しており、地域コミュニティ再生、活性化の拠点としての役割が重要となっている。子どもたちが生活する地域社会への責任があるからこそ、学校は積極的に地域と関わっていかなければならない。コミュニティ・スクールはこの課題にコミットできる大きな鍵なのである。学校が地域再生の総力戦の一拠点となることで、地域に信頼され、地域とともに地域資源を活用して進める共創の学校づくりが可能となる。

ここで改めてコミュニティ・スクールの意義と可能性をまとめれば、

- ・ 子どもたちにとって：地域住民をはじめ多彩な市民との出会い・交流・学び・体験を通して豊かな育ちの機会を拡大することができる。
- ・ 学校にとって：地域住民をはじめ多彩な市民の持つ専門性、知識、技能・技術を取り込むことを通して学習活動の幅と深さが拡大し、学校機能の拡充、地域理解の深化を図ることができる。
- ・ 地域にとって：学校と一体となった取り組みにより、地域資源の再発見(再学習)、地域住民の学習意欲の拡大を図ることで、地域の教育力の強化と地域の活性化を実現することができる。

の3点となり、学校と地域が一体となって取り組むことを通して、地域の活性化を達成することが可能になると考える。

また、これまでの全国のコミュニティ・スクールの先行事例からは、地域の側から学校支援ボランティアを組織化し学校支援に参画する事例、学校運営協議会を理事会として特色あるカリキュラム、教育活動を展開する事例、校長の公募により開設時から教育内容、人事等地域の求める学校づくりをめざす事例などがあり、これからは地域の特色、地域課題にあわせて、独自のコミュニティ・スクールのモデルを創造していくことが求められる。

5. おわりに

本稿では、地域生涯学習システムの構築に関わる各主体に対するヒアリング調査の中からコミュニティ・スクールの運営経験を持つ学校長に対するヒアリング調査を事例として取り上げ、学社連携・学社融合の視点から地域生涯学習システム構築に果たす学校の役割、コミュニティ・スクールの意義と可能性について考察した。最後に、以上の考察をふまえて防府市における今後の学社連携・学社融合に取り組む上で留意すべき事項をまとめ、提言としたい。

(1) 意識改革の取り組み

今日の不登校、中途退学、校内暴力、いじめ、学力問題等学校と子どもたちをめぐる厳しい実態からは、学校、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの総合的組織的取り組みが必要であり、その組織的保障としてコミュニティ・スクールの意義、有効性が明らかとなった。中でも、コミュニティ・スクール導入にあたって重要なことは、コミュニティ・スクールを新しい学校観として捉え、学校と地域の知の融合の中で子どもも大人もともに育ちあう「共育」の仕組みであり、多様な学校と地域の交流を通して地域の活性化に貢献する仕組みであることを、教職員・保護者・地域住民の共通理解として深める取り組みが

必要である。こうした関係者の意識改革を推進する主体は拠点である学校であり、とりわけ学校経営の最高責任者である学校長のリーダーシップ、マネジメント能力の発揮が求められている。

(2) 社会教育主事有資格者の活用

防府市においては、平成18年度から社会教育主事資格を有する教員によって社会教育に関するプロジェクトチームが編成され、社会教育主事有資格者の役割、活動のあり方について調査研究活動を開始した。この中では、管理職の学社連携・学社融合についての理解不足の問題、学社連携・学社融合に関する学校間の情報交換、交流が行われていない問題等の課題が指摘され、行政職員の中で社会教育主事資格を有する職員をも含めた合同研修会の開催、学校と地域連携のコーディネート機能を発揮する社会教育主事有資格者の活用方策の検討等の取り組みが進められている。

この検討の中から抽出される今後の方策として、学校における社会教育主事有資格者の役割、位置づけを制度的に明確にするため、主任制度や地域連携・生涯学習担当としての専任配置（加配）を導入することが必要であると考えられる。また、行政職員の中から社会教育主事有資格者を積極的に学社連携・学社融合の担当部署に配置することが、学校、行政、地域との連携、全市的な学社連携・学社融合の取り組みを推進するものとして有効であると思われる。

(3) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入の促進

コミュニティ・スクールの意義と可能性については先述した。この点について、中央教育審議会は「今後の学校の管理運営の在り方について（答申）」⁵⁾において、「都市化の進行等に伴い、多くの地域でかつての地縁に基づく地域社会が変容し、「地域の学校」と

いう考え方が次第に失われてきた。しかし、その一方で、保護者や地域住民の側に、自らが学校の運営に積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする意識が生まれつつある。こうした意識の高まりを的確に受け止め、学校と保護者や地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるような仕組みを構築していくことが求められている」として、「学校の運営に保護者や地域住民が参画することを通じて、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことが期待される。学校においては、保護者や地域住民に対する説明責任の意識が高まり、また、保護者や地域住民においては、学校教育の成果について自分たち一人一人も責任を負っているという自覚と意識が高まるなどの効果も期待される。さらには、相互のコミュニケーションの活発化を通じた学校と地域との連携・協力の促進により、学校を核とした新しい地域社会づくりが広がっていくことも期待される」と述べ、コミュニティ・スクールの意義を強調している。このように、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)導入を契機として、学校教職員、保護者、地域住民の意識改革、地域ニーズを反映した特色ある学校づくり、学校を拠点とした新しい地域づくりへの展開の可能性が期待されている。

コミュニティ・スクールの指定状況は195校(平成19年4月現在)となっており、今後の予定を含めるとますます増加していくことは確実である。すでに、京都府京都市⁶⁾、東京都三鷹市⁷⁾、島根県出雲市⁸⁾の3自治体は全小中学校をコミュニティ・スクールにすることを決定し、具体的な取り組みを進めている。文部科学省においても平成17年度から「コミュニティ・スクール推進フォーラ

ム」を毎年全国3地域で開催しており、コミュニティ・スクールに関する情報は詳細に提供されている。今後は、教育委員会、学校長、地域住民が一体となって学校教育の活性化、地域の活性化に向け、地域の特性に応じた特色あるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)のモデル構築と導入に早急に取り組むことが求められている。

謝辞：本調査研究にあたりご協力いただいた学校長、教職員、公民館職員、生涯学習課職員の皆様に感謝の意を表します。

【付記】本研究は、平成18年度科学研究費補助金：基盤研究(C)研究課題「分権時代における住民を主体とした地域生涯学習システムに関する調査研究」(課題番号18530613研究代表者 長畑実)の成果の一部である。

(エクステンションセンター 教授)

【注】

- (1) 防府市教育委員会生涯学習課の提起により、防府市内全15地区に「生涯学習まちづくり推進協議会」が設置された。名称は「コミュニティ会議」、「生涯学習推進協議会」、「地域連絡協議会」、「まちづくり推進協議会」等となっており、まちづくり組織と一体化している地区もある。
- (2) コミュニティ・スクールとは学校運営協議会制度をあらわしており、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(平成16年)の第47条に下記のように定められている。

1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会

- が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
 - 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
 - 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
 - 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
 - 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
 - 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。
 - 9 市町村委員会は、その所管に属する学校（その職員のうちに県費負担教職員である者を含むものに限る。）について第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県委員会に協議しなければならない。
- (3) 注2。
 - (4) 防府市教育委員会生涯学習課は平成18年6月、防府市内のすべての小中学校、公民館を対象として「学校支援ボランティアに関する調査」を実施した。
 - (5) 中央教育審議会「今後の学校の管理運営の在り方について（答申）」平成16年3月4日。
 - (6) 京都市教育委員会は、「地域ぐるみ・市民ぐるみの教育の充実に向けて」（2008年1月）と題して下記の内容をホームページに掲載している。「京都方式」による学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の充実
京都市では、学校・家庭・地域が共に行動し、子どもを育むために、学校運営協議会を積極的に設置しています。京都市が進めている学校運営協議会は、家庭・地域・学識経験者など、幅広い分野の方々に、委員として学校運営についての意見や承認をいただくだけでなく、多くの方々のボランティア参画を得て、「子どもたちのために何ができるのか」を共に考え、行動しています。このように、学校運営について「協議」するだけでなく、共に「行動」する京都市の学校運営協議会は、「京都方式」として全国から注目されています。学校運営協議会の設置は、本年度の「学校教育の重点」において、重点施策にあげており、今後さらに設置校の拡大と、取組の充実を図っていきます。
学校運営協議会の設置は、平成18年度には、60の校園となり、平成19年度中には、100校・園を超える見込みです。
 - (7) 三鷹市教育委員会「三鷹市教育ビジョン」平成18年12月
 - (8) 出雲市教育委員会「出雲中央教育審議会第一次答申」平成17年12月